

2 地図作成の現状

(3) 地図の高度化と表示に関する登記

不動産登記法14条1項地図は、同法14条6項において電磁的記録にすることが出来ることとされ、平成22年度末までには電磁的記録とする作業が法務局において進められている。電磁的に記録された地図情報は、旧来の図面と違い物理的な図枠は必要なく、コンピュータ内に登記所管轄区域内の地図情報がシームレスに存在する。地図の更新（分筆・合筆・地積更正等）は、不動産登記規則73条1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式（以下「XMLデータ」という。）により地積測量情報として作成され、登記申請情報にデータとして添付され登記手続きが進められることとされている。

XMLデータとして提供された地積測量情報は、地図情報との整合性を確認しコンピュータ処理により地図情報が更新される。また、平成17年3月より施行されているXMLスキーマには当初より定義されていたが不動産登記規則には、定義されていなかった平面直角座標系の番号又は記号（不動産登記規則77条1項7号）と測量年月日（不動産登記規則77条1項10号）が、平成22年7月から登記申請データとして提供するように不動産登記規則が改正されました。

これは、登記事務を司っている登記所毎に地図情報を管理運営（都道府県を跨がない）している場面において平面直角座標系を意識しなくても平面直角座標系は変更されることがないが、日本全体の地図情報を表現する場合には必須の情報である。

測量年月日の情報提供についても、筆界情報を測量する際に利用する基本三角点等に基づき筆界点データを取得するが、データ取得の際にGPS測量を活用する機会が多くなり、GPS測量においては日時情報が不可欠である。また、プレートテクトニクスによる地殻変動や地震等による急激な地殻変動に対応する筆界情報を提供するうえにおいては、データ取得（測量年月日）の日時が重要な要素でもある。

このように、表示に関する登記に添付する地積測量情報は、地図情報システムを考慮して取り込むデータを取得する必要があり測量手法もGPS測量やTS測量等の混合型等を活用して高精度高品質の成果を取得する必要があり格段に高度化したデータ取得が求められている。

現在の表示に関する登記情報の作成に際しては、高度化した調査測量結果から導き出される成果値を、現状の技術基準と法的な妥当性・整合性を専門家として判断し、表示に関する登記申請情報として添付する地積測量情報に仕上げていくことが求められている。

地図を作成するうえにおいては、表示に関する登記で使用する高度化されたデータの集合体を地図情報として取りまとめるスキルも求められている。